

基本計画特別委員会議題

令和8年5月20日(水)

大会議室

- 1 市第1号議案 横浜市中期計画2026～2029の策定

# 基本計画特別委員会の運営方法等

## 【別紙】

- ・ 基本計画特別委員会の運営方法

# 理事及び理事会（案）

○本委員会に理事会を設けることとする。

○理事の選任は、委員長の指名により行う。

（ 理事：正副委員長及び交渉会派各 1 人

※会派所属議員が25人以上の会派は 2 人

# 基本計画特別委員会 正副委員長及び理事名簿 (案)

委員長	横山	勇太郎	(自民)
副委員長	望月	康弘	(公明)
//	花上	喜代志	(立憲)
理事	川口	広	(自民)
//	長谷川	琢磨	(自民)
//	中島	光徳	(公明)
//	麓	理恵	(立憲)
//	柏原	すぐる	(維新)
//	二井	くみよ	(国民)
//	白井	正子	(共産)

# 審査方法（案）

## ■議案審査

○議案の説明を省略し、直ちに質問に入る。

## ■分科会

○本委員会に分科会を設けることとする。

○分科会の構成及び審査区分は常任委員会に準じることとする。

○各分科会の主査及び主査代理は各常任委員会の正副委員長とする。

# 委員会の運営方法

---

- 質問通告、質問者数、質問順位、発言持時間等、委員会の運営方法は、別紙のとおりとする。

# 審査日程（案）

## ■議案審査

### 【委員会】

5月26日（火）午前10時

### 【分科会（常任委員会に続いて開催）】

5月28日（木） 経済港湾、福祉、GREEN×EXPOみどり

29日（金） GREEN×EXPOみどり、上下水道交通

6月1日（月） 総務、こども教育、まちづくり

2日（火） 総務、市民消防

# 審査日程（案）

---

## ■採 決

6月4日（木） 理事会 午後1時30分  
委員会 午後2時

〔 本会議 6月5日（金） 議案議決 〕

※各委員会及び理事会の招集通知は省略

## 基本計画特別委員会の運営方法

## 1 委員定数

議員全員（86人）

## 2 正副委員長

委員長 1人	自 民
副委員長 2人	公 明
	立 憲

※多数会派順に指定

## 3 理事及び理事会

- (1) 理事会を設けることとする。
- (2) 理事は正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。

## 【理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）】

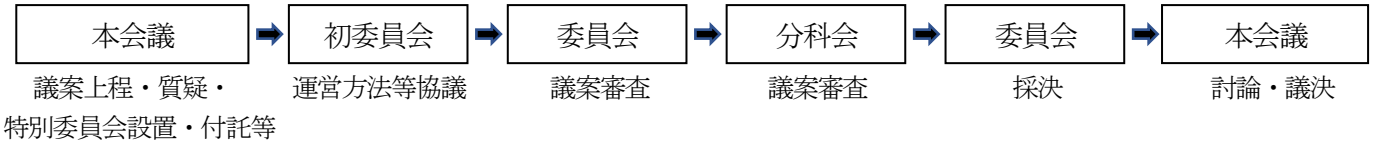
自民	公明	立憲	維新	国民	共産
2	1	1	1	1	1

- (3) 理事会は傍聴を認めることとする。理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。
- (4) 委員長は、オンラインによる方法を活用した理事会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した理事会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。
- (5) 理事会は記録を作成し、公開する。  
また、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。

## 4 分科会

- (1) 分科会を設けることとする。
- (2) 構成及び審査区分は常任委員会に準じる。
- (3) 各分科会の主査及び主査代理は各常任委員会正副委員長とする。
- (4) 分科会は傍聴を認めることとする。分科会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。
- (5) 主査はオンラインによる方法を活用した分科会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した分科会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。
- (6) 分科会は記録を作成し、公開する。  
また、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。
- (7) その他、分科会の運営方法は、原則として常任委員会に準じる。

## 5 審査の流れ



## 6 審査方法

### (1) 委員会

委員会での議案審査における審査方法は、予算・決算特別委員会の総合審査と同様とし、議案説明を省略し直ちに質問に入る。

### (2) 分科会

ア 議案及び横浜市中期計画2026～2029原案における、各局の関連する政策・行財政運営の概要や素案からの主な変更点について、各局からの説明後、質疑を行う。

イ 政策経営・国際戦略局を所管する分科会においては、政策経営・国際戦略局から、戦略及び戦略のもとに進める総合的な取組と横断的な取組並びにパブリックコメントの概要等についても説明することとし、他の7つの分科会では当該部分の説明は行わないが、質疑の対象には含める。

ウ 分科会では質疑のみを行い、意見表明及び議案の採決は行わない。また、委員長宛てに提出する分科会報告書には主な質問項目を記載する。

## 7 定足数

委員定数の半数以上の出席（委員会条例第10条）

## 8 理事者の出席

委員会（議案審査） → 市長以下関係職員

委員会（初委員会・採決）・分科会 → 副市長以下関係職員

## 9 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

## 10 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

## 11 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（5月22日（金））の正午までとする。

## 12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

### 13 質問者数・質問順位

#### (1) 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加えた人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会派等	自民	公明	立憲	維新	国民	共産	横浜	太田	井上	市民	斉藤	無	浜風	ゆき	長え	トモ
質問者数 (上限人数)	5	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

#### (2) 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で各会派の1人目の発言が終了後、多数会派順にまとめて連続で行う。

#### 【各会派が上限人数で質問を行った場合の例】

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
会派等	自	公	立	維	国	共	自	自	自	自	公	公	立	維	国	共	よ	太	井	市	斉	無	風	ゆ	え	ト

※通告期間経過後は受付順に質問する。

### 14 各会派等の発言持時間

会派等	自民	公明	立憲	維新	国民	共産	横浜	太田	井上	市民	斉藤	無	浜風	ゆき	長え	トモ	計
持時間(分)	69	33	22	18	13	11	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	188

※非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の取扱い

- ・上記の発言持時間は、基本計画特別委員会においてのみ使用できることとし、非交渉会派及び無所属議員が質問を行う場合は、基本計画特別委員会における発言持時間に、予算・決算特別委員会の年間持時間のうち総合審査で使用可能な持時間を加えて運用する。
- ・1日の発言時間は、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間のうち、発言を行った後に生じた残時間については、繰り越さない。

### 15 パネルの拡大表示

- (1) 委員は、質問を補完することを目的として、委員会での議案審査において、委員長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をモニター及びスクリーンに表示することができる。
- (2) 質問者の資料は、委員席向きと当局席向きに設置されたモニター及びスクリーンに投影する。
- (3) 投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。  
電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、質問通告の期限（5月22日（金）の正午）までに担当書記に提出する。
- (4) 委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長の判断による。
- (5) 投影する際には、委員会記録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- (6) 投影資料は、議事録には掲載しない。
- (7) 投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料のデータを配信し、その後委員を映す手順を基本に、適宜配信する。

## 16 その他

- (1) 先例に基づき、本会議での委員長による口頭報告は行わない。
- (2) 上記のほか、基本計画特別委員会の運営方法は、原則として予算・決算特別委員会に準じる。